

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習実施のご案内

1. 取得できる資格	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了 特定化学物質作業主任者(特別有機溶剤業務を除く)及び四アルキル鉛等作業主任者になることができます。		
2. この資格が必要な業務	1. 次の特定化学物質等(労働安全衛生法施行令別表第3に掲げるもの(一部例外あり)。含有物を含む)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱いを除く) ジクロロベンジジン及びその塩、アルファ-ナフチルアミン及びその塩、塩素化ビフェニル(PCB)、オルト-トリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物、インジウム化合物、エチレンイミン、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、オーラミン、オルト-トルイジン、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、クロメチルメチルエーテル、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、コaltarール、酸化プロピレン、三酸化二アンチモン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン、ジメチル-2・2'-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、1・1'-ジメチルヒドラジン、臭化メチル、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物、トリレンジイソシアネート、ナフタレン、ニッケル化合物、ニッケルカルボニル、ニトログリコール、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、パラ-ニトロクロルベンゼン、砒素及びその化合物、弗化水素、ベータ-プロピオラクトン、ベンゼン、ペンタクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩、ホルムアルデヒド、マゼンタ、マンガン及びその化合物、沃化メチル、リフラクトリーセラミックファイバー、硫化水素、硫酸ジメチル、アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、硝酸、二酸化硫黄、フェノール、ホスゲン、硫酸、溶接ヒューム 2. 四アルキル鉛等業務(労働安全衛生法施行令第6条20号、別表第5参照)		
3. 講習日程	区分	講習日時	会場(区分で会場が異なります)
	8月	2025年 8月28日(木) 9:00~17:00 8月29日(金) 9:00~17:00	ふくい労基教育センター 越前市粟田部町81-2
	10月	2025年10月 9日(木) 9:00~17:00 10月10日(金) 9:00~17:00	福井県自治会館 多目的ホール 福井市西開発4-202-1
※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。			
4. 受講資格	特に受講資格はありません。		
5. 受講料及びテキスト代 (消費税10%対象) 登録番号 T5-2100-0500-0036	受講料 10,450円(内消費税950円) テキスト代 1,980円(内消費税180円) 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」(令和5年4月発行改訂14版) 合計 非会員 12,430円(内消費税1,130円) 会員 11,430円(内消費税1,039円) ※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,000円を補助しています。		
6. 修了試験及び修了証の交付	(1) 所定の科目を受講した者に対して学科による修了試験を行いません。 (2) 講習2日目の修了試験後、即日、合格者には技能講習修了証を交付します。 (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本を講習日に提出して下さい。		
7. 受講申込手続	(1) 受講を希望される方は、裏面の申込書に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。日本国籍を有していない方は、氏名を確認できる書面(在留カード、パスポート等)の提示又は写しを提出して下さい(当協会の他の技能講習修了証の記載と相違ない場合は不要)。 (2) 申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します(ファックス等の場合は郵送します)。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡します。 (3) 申込書が適正に受理され、 <u>受講票が届いた後に</u> ① <u>受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。</u> <u>お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。</u> ② <u>「写真と確認書類」を郵送又は直接提出して下さい。</u> ③ <u>旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。</u> (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。(定員に達した時点で締切ります) (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。		
8. 申込先	ふくい労基教育センター 〒915-0242 越前市粟田部町81-2	TEL: 0778-43-7720 FAX: 0778-43-7721	
9. 振込口座	福井銀行 松本支店 普通預金 口座番号 1224030 名義: シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイ		

